

付表1 運営規定の変更箇所について

(旧) 運営規定 (平成 27 年 12 月 21 日施行)	(新) 運営規定 (令和 2 年 2 月 21 日施行)
<p style="text-align: center;">放課後等デイサービス事業所 運営規程</p>	<p style="text-align: center;"><u>児童デイサービスびたみん 運営規程</u></p>
<p>第2条 放課後等デイサービス</p> <p>事業所は、学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に通学する障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p>	<p>第2条 <u>事業所の運営方針は、次のとおりとする。</u></p> <p>事業所は、学校教育法に規定する学校(幼稚園<u>及び</u>大学を除く。)に<u>就学している</u>障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、<u>及び</u>社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の<u>身体及び精神</u>の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p>
<p>3 通所支援の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>	<p>3 通所支援の実施に当たっては、<u>県及び</u>関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを<u>提供する者</u>との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
<p>4 前3項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「児童福祉法施行条例」(平成24年埼玉県条例第68号。以下、「埼玉県条例」という。)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>	<p>4 前3項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「<u>川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>」(令和元年川越市条例第35号。以下「<u>市条例</u>」という。)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
<p>第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。</p>	<p>第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、<u>市条例</u>で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。</p>

<p>管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>	<p>管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている<u>通所支援</u>の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>
<p>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画(以下、「通所支援計画」という。)を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。児童発達支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p>	<p>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画(以下、「通所支援計画」という。)を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。<u>通所支援計画</u>の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p>
<p>営業時間 平日(授業の終了後):午前10時00分から午後7時00分 学校休業日 :午前10時00分から午後7時00分</p>	<p>営業時間 月～土 _____ :午前10時00分から午後7時00分</p>
<p>ア) 日常生活訓練 日常生活動作 イ) 集団生活適応訓練 会話、レクリエーションゲーム、体操等 ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等 エ) 相談業務 福祉、生活の相談等</p>	<p>ア) 日常生活訓練 日常生活動作、<u>歩行</u>、<u>軽スポーツ</u>、<u>音楽活動等</u> イ) 集団生活適応訓練 会話、レクリエーションゲーム、体操等 ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等 エ) 相談業務 <u>健康</u>、福祉、生活の相談等</p>

<p>(1) おやつ代 1回 100円</p> <p>(2) 創作活動に係る材料費 実費</p> <p>(3) 特別プログラムや行事への交通費、入場料 実費</p> <p>(4) 調理実習時の昼食代 1回200円</p> <p>(5) 複写料金 1枚10円</p>	<p>(1) おやつ代 1回 100円</p> <p>(2) 創作活動に係る材料費 実費</p> <p>(3) 特別プログラムや行事への交通費、入場料 実費</p> <p>(4) <u>調理実習時の昼食代(材料費)</u> 実費</p> <p>(5) 複写料金 1枚10円</p>
<p>第10条 利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。</p> <p>(2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。</p>	<p>第10条 利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。</p> <p>(2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。</p> <p>(3) <u>宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害児やその家族等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。</u></p>
<p>第13条 事業所は、非常災害等に関する具体的計画を立てておくとともに、必要な食糧等の備蓄を行う。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。</p>	<p>第13条 事業所は、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的計画を立て、必要な食糧等の備蓄を行う。また、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。</u></p>
	<p>(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)</p> <p><u>第15条 事業所は、提供する放課後等デイサービスについて、1年に1回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 前項における評価及び改善の内容を公表するものとする。</u></p>

付表2 重要事項説明書の変更箇所について

(旧) 重要事項説明書 (令和2年2月21日以前)	(新) 重要事項説明書 (令和2年2月21日作成)
<p>○営業日及び営業時間 月曜日から土曜日まで 10:00～19:00 日・祝祭日と12月29日から翌年1月3日は休業日。</p> <p>○サービス提供時間 月曜日から金曜日まで 11:00～17:30 土曜日及び学校休業日は 11:00～17:30</p>	<p>○営業日及び営業時間 (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月29日から翌年1月3日までと、国民の祝日を除く。</p> <p>(2) 営業時間 月～土 : 午前10時00分から午後7時00分</p> <p>(3) サービス提供時間 平日 (授業終了後) : 午前11時00分から午後5時30分 学校休業日 : 午前11時00分から午後5時30分</p>
<p>川越市・川島町 (※その他の地域は相談に応じます)</p>	<p>川越市及び<u>ふじみ野市</u>、川島町 (※その他の地域は相談に応じます)</p>
<p>○目的 合同会社葡萄の実が開設する児童デイサービスびたみんが行う指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児の意思及び人格を尊重し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とします</p>	<p>○目的 合同会社葡萄の実が開設する児童デイサービスびたみんが行う指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、<u>障害児</u>の意思及び人格を尊重し、適切な<u>通所支援</u>を提供することを目的とする。</p>
<p>①事業所は、学校教育法が規定する学校に通学する利用児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該利用児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。</p>	<p>①事業所は、学校教育法に規定する学校に<u>就学している障害児</u>が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、<u>及び社会</u>との交流を図ることができるよう、当該<u>障害児</u>の<u>身体及び精神</u>の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p>
<p>②放課後等デイサービスの実施にあたっては、利用児又は利用児の保</p>	<p>②<u>通所支援</u>の実施にあたっては、<u>障害児</u>又は<u>障害児</u>の保護者の必要な</p>

<p>護者の必要な時に必要な児童発達支援の提供ができるよう努めるものとします。</p>	<p>ときに必要な<u>通所支援</u>の提供ができるよう努めるものとする。</p>
<p>③放課後等デイサービスの実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>	<p>③<u>通所支援</u>の実施にあたっては、<u>県及び関係市町村</u>、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
<p>管理者 管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に対し、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。専任。</p>	<p><u>児童指導員と兼務</u> <u>社会福祉主事</u> <u>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</u></p>
<p>児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画（以下、「通所支援計画」という。）を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。児童発達支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業員に対する技術指導及び助言を行う。専任。</p>	<p><u>専従</u> <u>介護福祉士</u> <u>サービス管理責任者研修（児童）</u> <u>障害者相談支援従事者初任者研修</u></p>
<p>児童指導員又は保育士</p>	<p><u>専従</u></p>

<p>従業員は、利用児童のニーズに応じた良質なサービスを提供し、自信や意欲、コミュニケーション能力、協調性、生活技術の向上など利用児童に対する適切な指導や必要な支援を行い、子どもたちの自立と社会参加を目指す活動の向上に努める。専任。</p>	<p><u>介護福祉士1名</u> <u>社会福祉主事1名</u> <u>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）2名</u> <u>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）3名</u> <u>実務者研修1名</u> <u>重複あり</u></p>
<p>障害福祉サービス経験者 児童指導員又は保育士の業務内容と同じ。専任。</p>	<p><u>専従</u> <u>ホームヘルパー2級</u></p>
<p>その他従業者 児童指導員又は保育士の業務内容と同じ。専任。</p>	<p><u>専従</u></p>
<p>障害福祉サービス経験者 10:00～19:00、13:00～19:00</p>	<p>13:00～19:00</p>
<p>その他従業者 10:00～19:00、13:00～19:00</p>	<p>13:00～19:00</p>
<p>指導訓練室 10畳洋間、6畳和室、6畳和室 ※2階6畳和室は(主に高学年使用)</p>	<p>10畳洋間、6畳和室、6畳和室</p>
<p>個別支援計画の作成 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び利用児の生活に対する意向、障がいに対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記</p>	<p><u>利用児童及び通所給付決定保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。</u></p>

<p>載した放課後等デイサービス計画を作成します。作成した計画書を保護者に交付し、同意を得ます。また、計画は少なくとも6ヵ月に1回以上見直し、必要に応じて変更を行います。</p>	
<p>日常生活訓練 日常生活動作の向上、指遊び、散歩、ウォーキング、手伝い、食事指導等を行います。</p>	<p><u>日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。</u></p>
<p>集団生活適応訓練 会話能力の向上、レクリエーション、ゲーム、リズム体操、パソコン操作等を行います。</p>	<p><u>会話、レクリエーションゲーム、体操等を行います。</u></p>
<p>創作的活動 折り紙、絵画、工作、園芸等を行います。</p>	<p><u>絵画、工作、園芸等を行います。</u></p>
<p>介護サービス 着替え、トイレ、食事等の身体介助を行います。</p>	<p><u>更衣、排せつ等の身体介助を行います。</u></p>
<p>送迎サービス <u>希望により</u>、利用児童の居宅又は学校等と事業所との間の送迎を行います。</p>	<p><u>障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。</u></p>
<p>健康管理 検温、医療機関との連携、保護者への連絡等を行います。</p>	
<p>※4 福祉専門職員配置等加算Ⅱ</p>	<p>※4 <u>福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</u></p>

<p>常勤の生活支援員のうち、介護福祉士等の資格者が25%以上雇用されている場合に加算されます。</p>	<p><u>常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の場合に加算されます。</u></p>
<p>※10 地域加算 居住地によって規定され加算されます。</p>	<p><u>地域によって規定され加算されます。</u></p>
<p>④調理実習時の昼食代 小学生 200円/回 中・高生 250円/回</p>	<p>④調理実習時の昼食代 <u>(材料費)</u> 小学生 200円/回 中・高生 250円/回</p>
<p>②また、個人情報保護法に則り、個人情報の保管、管理、取り扱いを行っております。従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。ただし、緊急に医療機関を受診するような場合には心身等の情報を提供するものとします。また、行政の会議等で情報提供を行う場合があります。利用者への円滑なサービス提供のため情報を提供する場合には、予め文書にて利用者及び保護者の同意を得て、同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。</p>	<p><u>② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。</u></p>
<p>診療科 外科、整形外科、内科</p>	<p>外科、整形外科、<u>眼科</u></p>
<p>避難訓練 利用者も参加の上、年1回実施します。</p>	<p><u>年2回（利用者参加、年1回）実施します。</u></p>
<p>担当者</p>	<p><u>【苦情受付担当者】 児童発達支援管理責任者 樋口宇多子</u></p>

<p>【苦情受付担当者】 児童発達支援管理責任者 樋口宇多子</p> <p>※利用者又は保護者から受け付けた苦情の内容を記録し、速やかに苦情解決責任者に報告する。</p> <p>【苦情解決責任者】 管理責任 丸山雄飛</p> <p>※ 1. 受け付けた苦情の内容を整理する。</p> <p>2. 苦情に基づいて、改善を求められた事項に関して話し合い、その結果を利用者及び保護者に報告する。</p> <p>3. 同種の苦情が発生しないよう、職員ミーティングで苦情内容と原因、対応内容を報告、記録する。</p>	<p>【苦情解決責任者】 管理者 丸山雄飛</p>
<p>連絡先</p> <p>0 4 9 - 2 2 4 - 6 2 7 4</p>	<p><u>0 4 9 - 2 2 4 - 6 2 4 7 (直通)</u></p>